

5年間保証規定 – Leister Technologies AG

1. 保証提供者

Leister Technologies AG
住所: Galileo-Strasse 10, 6056 Kaegiswil, スイス
sales@leister.com
www.leister.com

2. 保証の範囲と条件

Leisterは、法定保証に基づくお客様の権利に加え、**正規販売ルート**を通じて購入された装置および機械について、Leisterのブランド製品に対して、**購入日から最長5年間の延長保証**（以下「本保証」といいます）をエンドユーザーに対して提供します。本保証に基づく請求は、当該製品を購入した販売店に対して行うものとします。保証サービスに関する受付および手続は、当該販売店が行うものとします。本保証は、適切な使用、保守および保管が行われていたにもかかわらず発生した、**製品上または製造上の欠陥**を対象とします。また、本保証には、購入時点において既に存在していた加工上または製品上の不具合に起因する欠陥が含まれます。本保証に基づき提供されるサービスの内容は、Leisterの裁量により、当該装置の修理または交換に限定されるものとします。本保証に基づき提供される補償は、当該製品の修理または交換に限られるものとし、損害賠償請求は対象外とします。

3. 保証サービス

本保証に基づく請求が行われた場合、Leisterは、その裁量により、以下のいずれかの対応を行いうものとします。

- 当該装置または影響を受けた部品の**無償修理**
- 当該装置を、同等品または後継モデルの装置と**交換**

交換された装置または部品は、すべてLeisterの所有物となるものとします。

4. 保証の適用除外

本保証は、次の各号に該当する場合には適用されません。なお、以下はその代表例であり、これらに限られるものではありません。

4.1. ヒーティングエレメント

4.2. 不適切な使用および保守

以下の事由に起因し、または関連して生じた損傷、故障または不具合については、本保証の対象外とします。誤った使用方法、不適切な取扱い、過熱、または取扱説明書、操作マニュアルおよび保守・点検に関する指示事項を遵守しなかったことに起因する損傷。不十分な保守・点検、または保守・点検が実施されなかったことに起因する損傷（これらには、粉塵の蓄積、潤滑不足等を含みますが、これらに限られません。）その他お客様の責めに帰すべき事由に起因する損傷。

4.3. 消耗部品および二次的損害

以下に例示する部品を含む消耗部品の摩耗または自然劣化、ならびにこれらに起因し、または関連して生じた損害（いわゆる二次的損害を含みますが、これらに限られません）については、本保証の対象

外とします。マイカチューブ、電源コード、ガスケット、フィルター、ノズル等の部品カーボンブラシ、ローター、コミューター等の電気部品、ペアリング、ギア、ヒーティングウェッジ、チェーン等の機械部品ハンドル、キャリーケース等の付属品その他前各号に類する部品。

4.4. バッテリーおよび充電器の不具合

4.5. 無許可の改造および外的要因

以下のいずれかの事由に起因し、または関連して生じた損傷、故障または不具合については、いかなる場合においても本保証は適用されないものとします。正規でない付属品または交換部品の使用落下、水濡れ、凍結、電源変動、過電圧、不適切な電圧または電流種別での使用、化学的影響その他の外的要因正規でないサービス拠点による修理、作業、分解または改造シリアル番号が削除、改変されている、または判読不能な製品。

4.6. 取扱説明書に定める範囲を超える使用または不適切な使用

取扱説明書、操作マニュアルその他の関連文書において明示的に認められていない連続運転、またはこれに類する過度な使用に起因し、もしくは関連して生じた損傷、故障または不具合については、いかなる場合においても本保証の対象外とします。

注記:本条に定める保証の適用除外は、一般保証条件に加えて適用されるものであり、製品の種類または製品グループにより、その内容が異なる場合があります。

5. 保守・点検

Leister装置の長期的な機能性および安全性を確保するため、定期的な保守・点検の実施は必須とします。保守・点検の詳細については、取扱説明書、操作マニュアルその他の関連文書に記載された指示事項を参照するものとします。保守・点検には、以下の事項を含みますが、これらに限られません。

- 電気接続部の確実な接続状態および健全性の確認
- 加熱機能および冷却機能が適切に作動していることの確認
- 可動部についての摩耗または損傷の有無に関する目視点検
- 消耗部品（例：ヒーティングエレメント、マイカチューブ、シール、フィルター、カーボンブラシ等）の定期的な交換
- 可動部および固定部（例：溶接ノズル、溶接シュー、加圧ローラー等）のクリーニングおよび機械的点検
- フィルター、吸気ノズルおよび空気吸入口のクリーニング

保守・点検ならびに交換部品に要する費用は、すべてお客様の負担とします。

重要事項:装置の開封を伴う保守・点検作業は、正規の認定サービスセンターにおいてのみ実施されるものとします。正規でない者による作業、分解または改変が行われた場合、装置の安全性が損なわれるおそれがあり、これに起因した損傷・故障・不具合については、いかなる場合も、本保証は適用されません。

6. 保証請求の手続

本保証に基づく請求を行う場合、購入証明書、故障または不具合の内容を示す説明、シリアル番号、ならびに必要に応じて保守・点検記録の提出を要するものとします。保証請求は、当該装置または機械を購入した正規販売店に対し、書面により行うものとします。装置または機械を送付する際の送料その他の輸送に要する費用は、すべてお客様の負担とします。

7. 保証期間

本保証の有効期間は、(当該製品を最初に正規に購入し、使用者)による購入日から5年間とします。当該装置または機械が第三者に再販売、譲渡または移転された場合、本保証は当然に失効するものとします。修理または交換が行われた場合であっても、本保証の有効期間は延長または更新されないものとします。

8. 法定権利との関係

本メーカー保証は、最初の購入者が正規販売店に対して有する法定または契約上の保証その他の権利に追加して適用されるものとします。これらの法定または契約上の権利は、本保証によって制限、変更または代替されるものではありません。

9. 登録

本保証に基づく5年間の延長保証を有効にするためには、購入日から30日以内に、指定されたオンライン登録ページ (<https://leister.link/warranty>)において、当該装置を登録するものとします。本保証の対象外となる製品の一覧は、Leister社の公式ウェブサイトに掲載されるものとします。前各項に定める登録が行われなかった場合には、法定保証、または12か月間の基本保証のみが適用されるものとします。

10. 準拠法および管轄裁判所

本保証の成立、効力、解釈および履行については、国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の適用を除外し、スイス法を準拠法とします。本保証に起因し、または関連して生じる一切の紛争については、Leister社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

Kaegiswil, 2026年1月1日